

第1章 総則

(目的)

第1条 大分大学（以下「本学」という。）は、人間と社会と自然に関する教育と研究を通じて、豊かな創造性、社会性及び人間性を備えた人材を育成するとともに、地域の発展ひいては国際社会の平和と発展に貢献し、人類福祉の向上と文化の創造に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行うよう努めるものとする。

3 第1項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

(教育研究活動等の状況の公表)

第3条 本学の教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができする方法により、公表するものとする。

第2章 組織

(学部組織及び収容定員)

第4条 本学に、次の学部を置く。

- (1) 教育学部
- (2) 経済学部
- (3) 医学部
- (4) 理工学部
- (5) 福祉健康科学部

2 前項の学部には置く学科、課程又はプログラムの収容定員は、別表第1のとおりとする。

3 第1項の学部には別表第2のとおり講座を置く。

4 第1項の学部のうち、別表第3のとおり附属施設を置き、必要な事項は別に定める。

5 第2項の学科に学科長を置く。

6 第4項に規定する教育学部附属学校に附属学校園連携統括長を置く。

(学部、学科又は課程の目的)

第4条の2 各学部は、学部、学科又は課程ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的を定め、公表するものとする。

(大学院)

第5条 本学に、大学院を置く。

2 大学院に次の研究科を置く。

- (1) 教育学研究科
- (2) 経済学研究科
- (3) 医学系研究科
- (4) 理工学研究科
- (5) 福祉健康科学研究科

3 大学院に関する事項は、別に定める。

(グローバル感染症研究センター)

第5条の2 本学に、全国共同利用研究施設として、グローバル感染症研究センターを置く。
2 グローバル感染症研究センターに関し必要な事項は、別に定める。

(教育マネジメント機構)

第5条の3 本学に、教育マネジメント機構を置く。
2 教育マネジメント機構に関し必要な事項は、別に定める。

(研究マネジメント機構)

第5条の4 本学に、研究マネジメント機構を置く。
2 研究マネジメント機構に関し必要な事項は、別に定める。

(クライシスマネジメント機構)

第5条の5 本学に、クライシスマネジメント機構を置く。
2 クライシスマネジメント機構に関し必要な事項は、別に定める。

(学術情報拠点)

第6条 本学に、学術情報拠点を置く。
2 学術情報拠点に次の各号に掲げる施設を置く。
(1) 学術情報拠点(図書館)
(2) 学術情報拠点(医学図書館)
(3) 学術情報拠点(情報基盤センター)
(4) 学術情報拠点(医学情報センター)
3 学術情報拠点に関する事項は、別に定める。

(学内共同教育研究施設)

第7条 本学に、次の学内共同教育研究施設を置く。
(1) 地域連携プラットフォーム推進機構
(2) 減災・復興デザイン教育研究センター
2 学内共同教育研究施設に関する事項は、別に定める。

(寄附講座及び寄附研究部門)

第7条の2 教育研究の進展及び充実に資するため、本学に寄附講座及び寄附研究部門(以下「寄附講座等」という。)を置くことができる。
2 寄附講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(共同研究講座及び共同研究部門)

第7条の3 教育研究の進展及び充実に資するため、本学に共同研究講座及び共同研究部門(以下「共同研究講座等」という。)を置くことができる。
2 共同研究講座等に関し必要な事項は、別に定める。

(保健管理センター)

第8条 本学に、保健管理センターを置く。
2 保健管理センターに関する事項は、別に定める。

(IRセンター)

第9条 本学に、IRセンターを置く。
2 IRセンターに関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第10条 本学に、委員会その他必要な会議を置くことができる。
2 委員会その他必要な会議に関する事項は、別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年を分けて、次の2学期とする。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に規定する学期は、前半及び後半に分けることができる。

3 前二項に規定する学期の区分及び期間は、学部の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 開学記念日 10月1日

(4) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(5) 夏季休業 8月1日から9月30日まで

(6) 冬季休業 12月25日から翌年1月7日まで

2 春季休業、夏季休業及び冬季休業については、学部の事情により、学長の承認を得て変更することができる。

3 臨時休業日は、その都度学長が定める。ただし、1日の臨時休業日については、学部長が定めることができる。

4 第1項第2号から第6号に規定された定期休業日において、教育上必要がある場合には、授業を行うことができる。

第4章 修業年限及び在学期間

(修業年限)

第14条 学部の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科にあつては6年とする。

2 第35条、第37条、第38条及び第40条の規定に基づき、編入学、再入学、転入学、転学部、転学科及び転課程（以下「編入学及び転学部等」という。）した者の修業年限については、前項の規定にかかわらず各学部の定めるところによる。

(修業年限の通算)

第15条 第51条に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が、本学に入学する場合において、当該単位の修得により教育課程の一部を履修したと認められるときは、その単位数に応じて相当期間を修業年限の2分の1を超えない範囲で修業年限に通算することができる。

2 前項の修業年限の通算については、各学部の定めるところによる。

(在学期間)

第16条 在学期間は、修業年限の2倍を超えることはできない。

2 前項の規定にかかわらず、医学部医学科においては、第1年次から第2年次までの在学期間は4年、第3年次から第4年次前学期までの在学期間は3年、第4年次後学期から第6年次までの在学期間は5年を超えることはできない。

3 第27条に規定する長期履修を認められた者の在学期間は、10年を超えることはできない。

4 編入学及び転学部等した者の在学期間の取扱いについては、前三項の規定にかかわらず各学部の定めるところによる。

第5章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第17条 教育課程は、本学、学部及び学科又は課程等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設して、体系的に編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授させるとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養できるよう適切に配置するものとする。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第18条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(教育課程の編成及び履修方法)

第19条 教育課程は、教養教育科目、専門基礎科目及び専門教育科目により編成する。

2 前項の教養教育科目は、全学共通科目、導入教育科目、外国語科目、身体・スポーツ科学科目、基礎教育科目及び日本語・日本事情科目に区分する。

3 教養教育の編成に当たっては、全学の協力の下に行うものとする。

4 教育課程の編成及び履修方法については、各学部の定めるところによる。

5 授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画は、学生に対してあらかじめ明示するものとする。

(履修科目の登録の上限)

第20条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として修得すべき単位数について、1年間又は1学期間に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部の定めるところによる。

2 所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(授業の方法)

第21条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第1項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位の計算方法)

第22条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学部の定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、各学部が定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合の単位の計算方法は、前二号の規定に基づき併用するそれぞれについて単位相当数を計算したものを、合算したものとする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究及び卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な

学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(成績評価基準等の明示)

第22条の2 学修の成果に係る評価及び卒業の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に基づいて適切に行うものとする。

2 成績評価基準等に関し必要な事項は、別に定める。

(他の学部 of 授業科目の履修)

第23条 学生が他の学部の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該学部の定めるところにより履修するものとする。

(他の大学等における授業科目の履修等)

第24条 各学部において、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を60単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定は、学生が外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。

(大学以外の教育施設等における学修)

第25条 各学部において、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校 of 専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条の規定により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(入学前の既修得単位等の認定)

第26条 各学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に大学又は短期大学(外国の大学・短期大学を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)第31条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学に入学した後の本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 各学部において、教育上有益と認めるときは、学生が本学に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、各学部の定めるところにより単位を与えることができる。

3 前二項により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、第35条、第37条及び第38条の規定により入学する場合を除き、本学において修得した単位以外のものについては、第24条及び前条第1項の規定により本学において修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

(長期にわたる教育課程の履修)

第27条 学生が、職業を有している等の事情により、第14条に規定する修業年限を超えた一定の期間にわたる計画的な教育課程の履修(以下「長期履修」という。)により卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修に関し必要な事項は、各学部で定める。

(単位の授与)

第28条 授業科目を履修した学生に対しては、学力試験及び出席状況その他の審査(以下「試験等」という。)の上、単位を与えるものとする。

2 試験等及び単位の認定に関し必要な事項は、各学部の定めるところによる。

(メディアを利用して行う授業による修得単位)

第29条 第21条第2項及び第3項の授業方法により修得した単位は、合わせて60単位を超えない範囲で卒業に必要な単位に算入することができる。ただし、124単位を超える単位数を卒業要件とする学部にあつては、別に定めることができる。

(1年間の授業期間)

第30条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

第6章 入学

(入学の時期)

第31条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学させることができる。

(入学資格)

第32条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定したものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第2項の規定により大学に入学した者であつて、本学において、本学における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第33条 入学志願者は、所定の期日までに、別に定める書類に検定料を添えて、学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第34条 入学志願者については、選考の上、教授会の議を経て、学長が合格者を決定する。

2 入学者の選考に関し必要な事項は、別に定める。

(第2年次又は第3年次編入学)

第35条 第2年次又は第3年次に編入学を志願する者については、学部の定めるところにより、選考の上、入学を許可する。

2 前項の入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の認定は、当該学部において行う。

(入学手続及び入学許可)

第36条 入学者の選考に合格した者は、指定の期日までに誓約書その他所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。ただし、入学料の免除及び徴収猶予を願い出た者の入学料の納付については、この限りでない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に対し、入学を許可する。

第7章 再入学、転入学、編入学、転学部、転学科、転学、留学、休学、復学、退学及び除籍

(再入学)

第37条 退学した者(第63条の規定による退学者を除く。)又は除籍された者が、同一の学部・学科(課程)に再入学を願い出たときは、教育に支障のない限り、選考の上、入学を許可することがある。

2 再入学に関し必要な事項は、別に定める。

(転入学又は編入学)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者については、各学部の定めるところにより選考の上、転入学又は編入学を許可することがある。

- (1) 他の大学の学生で、本学に転入学を志願するもの
- (2) 大学において、所定の単位を修得した者で、編入学を志願するもの
- (3) 大学を卒業し、又は学校教育法第104条の2第4項の規定により学士の学位を授与された者で、編入学を志願するもの
- (4) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、編入学を志願するもの
- (5) 専修学校の専門課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を志願するもの
- (6) 高等学校の専攻科の課程(修業年限が2年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(学校教育法第90条第1項に規定する者に限る。)で、編入学を志願するもの
- (7) 外国において、学校教育における14年以上(医学部医学科編入学については16年)の課程を修了した者で、編入学を志願するもの
- (8) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における14年(医学部医学科編入学については16年)の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、編入学を志願するもの
- (9) 外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年以上(医学部医学科編入学については16年)の課程を修了した者で、編入学を志願するもの

(編入学者等の単位の認定)

第39条 前二条の規定により再入学、転入学又は編入学を許可された者の既修得単位の認定については、各学部の定めるところによる。

(転学部又は転学科)

第40条 本学の学生で転学部を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより選考の上、学長が許可することができる。

2 学部内の転学科又は転課程等を志願する者がある場合は、各学部の定めるところにより選考の上、学部長が許可することができる。

3 前条の規定は、前二項の規定により転学部、転学科又は転課程等をする者に、これを準用する。

(転学)

第41条 他の大学に入学又は転学しようとするときは、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(留学)

第42条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 留学の期間は、第14条に規定する修業年限に含まれるものとする。

3 第24条第1項の規定は、学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学又は短期大学」とあるのは、「外国の大学又は短期大学」と読み替えるものとする。

(休学)

第43条 病気その他特別の事由により2月以上修学することができない者は、学部長の許可を得て休学することができる。

2 病気のため修学することが適当でないと認められる者については、学部長は期間を定めて休学を命ずることができる。

3 休学期間は、1年以内とし、更新することができる。ただし、通算して4年（編入学及び転学部等した者の場合は各学部で定める年数）を超えることができない。

4 休学期間は、第16条に規定する在学期間に算入しない。

(復学)

第44条 休学期間の満了又は休学期間中にその事由が消滅した者は、学部長の許可を得て復学することができる。

(願い出による退学)

第45条 退学しようとするときは、所定の手続を経て、学長の許可を受けなければならない。

(除籍)

第46条 次の各号の一に該当する者は、所定の手続を経て、学長が除籍する。

(1) 第16条の在学期間を超えた者

(2) 第43条に規定する休学期間を超えてなお復学できない者

(3) 病気その他の事由により、成業の見込みがないと認められる者

(4) 入学料の免除若しくは徴収猶予を申請し、入学料の免除若しくは徴収猶予が不許可となった者又は半額免除若しくは徴収猶予の許可を受けた者であって、所定の期日までに入学料を納付しないもの

(5) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者

(6) 長期間にわたり行方不明の者

第8章 教員の免許状授与の所要資格の取得

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第47条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法（昭和24年法律第147号）及び教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学の学部の学科又は課程において前項の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、別表第4のとおりとする。

第9章 卒業及び学位

(卒業及び学位)

第48条 本学に第14条に規定する修業年限（第27条の規定により在学すべき年数を定められた者については、当該年数）以上在学し、各学部の定める卒業要件単位数以上を修得して所定の教育課程を修了した者については、当該学部教授会の議を経て、学長が卒業を認定し、学士の学位を授与する。

2 学位に関し必要な事項は、別に定める。

第49条 本学の学生（医学部医学科に在学するものを除く。）で、当該学部3年以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣が定めるものを含む。）が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第147条に定める要件を満たしている場合には、前条1項の規定にかかわらず教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

第10章 研究生、科目等履修生、特別聴講学生及び外国人留学生
（研究生）

第50条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

（科目等履修生）

第51条 本学の学生以外の者で、本学において開設する一又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、授業に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

（特別聴講学生）

第52条 他の大学又は短期大学（外国の大学及び短期大学を含む。）の学生で、本学において、特定の授業科目の履修を志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

（外国人留学生）

第53条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生に関し必要な事項は、別に定める。

第11章 検定料、入学料及び授業料

（検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法）

第54条 学部の学生の検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は別に定める。

2 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生の検定料、入学料及び授業料の額並びにその徴収方法に関し、必要な事項は、別に定める。

（既納の検定料、入学料及び授業料）

第55条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。ただし、次の各号の一に該当する場合には、本人の申請に基づき、当該各号に定める額を返還する。

- (1) 前条の規定に基づき検定料を納付した者が、本学における個別学力検査等の出願書類等による選抜において不合格となったときは、個別学力検査等の学力検査その他の選抜に係る検定料に相当する額
- (2) 前条の規定に基づき、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付した者が、後期に係る授業料の納期前に休学又は退学したときは、後期に係る授業料に相当する額
- (3) 前条の規定に基づき授業料を納付した者が、入学年度の前年度の末日までに入学を辞退したときは、当該授業料に相当する額
- (4) 前条の規定に基づき入学料及び授業料を納付した者を大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）その他関係法令に規定する支援対象者であると認定し

たときは、当該入学料及び授業料に相当する額

(入学料の免除及び徴収猶予)

第56条 入学料の納付が特別な事情により著しく困難であると認められる者に対しては、入学料の全額、3分の2、半額若しくは3分の1を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 入学料免除及び徴収猶予の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(授業料の免除及び徴収猶予)

第57条 経済的理由によって授業料の納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認められる者及び学生の学資を主として負担している者が、不慮の災害を受け、授業料の納付が困難と認められる者については、本人の申請により、授業料の全額、3分の2、半額若しくは3分の1を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくはその月割分納させることができる。

2 前項の授業料の免除並びに徴収猶予の取扱いについては、別に定める。

(休学の場合における授業料)

第58条 休学を許可された者の休学期間中の授業料は、月割計算により休学した月の翌月から復学した月の前月までに相当する額を免除する。

(復学の場合における授業料)

第59条 各学期の中途において復学した者の授業料は、月割計算により復学した月から次の納付期の前月までに相当する額を、復学した月に納付するものとする。

(退学等の場合における授業料)

第60条 学期の中途において退学し、除籍され、又は退学を命ぜられた者は、その期の授業料を納付しなければならない。ただし、死亡、行方不明又は授業料の未納を理由として除籍された者の未納の授業料についてはこの限りでない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中の授業料を納付しなければならない。

(寄宿料)

第61条 寄宿料の額及び徴収方法並びに寄宿料の免除に関し必要な事項は、別に定める。

第12章 賞罰

(表彰)

第62条 学生として表彰に値する行為があったときは、学長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第63条 本学の内部規則に違反し、又は学生としての本分に反する行為をした者は、教授会及び教育研究評議会の議を経て、学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第13章 厚生施設及び課外活動施設等

(厚生施設)

第64条 本学に、学生会館及び学生寮その他の厚生施設を置く。

2 前項の厚生施設に関し必要な事項は、それぞれ別に定める。

(課外活動施設)

第65条 本学に課外活動施設を置く。

2 課外活動施設に関し必要な事項は、別に定める。

(健康管理)

第66条 学生は、定期及び臨時の健康診断を受けなければならない。

(健康管理上の処置)

第67条 学生は、前条の健康診断のほか、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）その他の法令に基づき、本学の指示する予防接種又は諸種の検査等を受けなければならない。

2 学長は、学生の健康管理の必要に応じ、集団生活に不適当な者及び学業の履修が困難と判断される者に対して治療を命じ又は登学を停止させることができる。

第14章 特別の課程

(特別の課程)

第68条 本学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

2 特別の課程に関し必要な事項は、別に定める。

第15章 公開講座

(公開講座)

第69条 地域社会の発展に寄与し、社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。

2 国立学校設置法の一部を改正する法律（平成15年法律第29号）附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が当該大学に在学しなくなるまでの間存続するとされた大分大学（以下「旧大分大学」という。）又は大分医科大学（以下「旧大分医科大学」という。）に在学し、かつ、平成16年3月31日に旧大分大学又は旧大分医科大学に在学する者（以下「在学者」という。）及び在学者の属する年次に編入学等する者が、在学しなくなるまでの間、国立大学法人法（平成15年法律第112号）附則第17条の規定に基づき、旧大分大学又は旧大分医科大学を卒業するために必要とされる教育課程その他教育上必要な事項は、旧大分大学学則又は旧大分医科大学学則及びその他の諸規則等の定めるところによる。

3 第4条第2項に定める収容定員は、同項の規定にかかわらず、平成16年度から平成17年度までは、次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成16年度
教育福祉科学部	人間福祉科学課程	385
経済学部	地域システム学科	185

学部	学科・課程	平成16年度	平成17年度
工学部	機械・エネルギーシステム工学科	160	240
	電気電子工学科	320	320
	知能情報システム工学科	280	280
	応用化学科	240	240
	福祉環境工学科	160	240
	（編入学定員）	20	20

4 工学部生産システム工学科、建設工学科及び福祉環境工学科は、第4条第2項の規定にかかわらず、平成15年3月31日に当該学科に在学した者が当該学科に在学しなくなるまでの間存続するものとし、その収容定員は次のとおりとする。

学部	学科・課程	平成16年度	平成17年度
工学部	生産システム工学科	160	80
	建設工学科	80	40

	福祉環境工学科	80	40
--	---------	----	----

5 平成19年度入学生のうち、次に掲げる入学生が入学料免除の許可を受けた場合の既納の入学料については、第55条の規定にかかわらず、その免除された額を返還する。

- (1) 経済学部AO入学試験による入学生
- (2) 経済学部編入学試験による入学生
- (3) 医学部看護学科編入学試験による入学生
- (4) 医学部看護学科社会人特別選抜入学試験による入学生

附 則（平成17年規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第11号）

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第12号）

この規則は、平成17年10月27日から施行する。

附 則（平成18年規則第2号）

この規則は、平成18年1月23日から施行する。

附 則（平成18年規則第12号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年規則第16号）

この規則は、平成18年6月21日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成19年規則第1号）

この規則は、平成19年1月17日から施行する。

附 則（平成19年規則第4号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年規則第5号）

この規則は、平成19年5月16日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成20年規則第2号）

この規則は、平成20年2月7日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、平成19年12月26日から適用する。

附 則（平成20年規則第7号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年規則第12号）

この規則は、平成20年4月30日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（平成２０年規則第１３号）
この規則は、平成２０年７月１日から施行する。

附 則（平成２０年規則第１４号）
この規則は、平成２０年９月２２日から施行する。

- 附 則（平成２１年規則第７号）
- この規則は、平成２１年４月１日から施行する。
 - 第４条第２項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員							
		平成21年度～平成23年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～平成28年度
医学部 医学科	95人		570人	580人	590人	595人	600人	605人	600人～595人

附 則（平成２１年規則第１３号）
この規則は、平成２１年１０月１日から施行する。

- 附 則（平成２２年規則第４号）
- この規則は、平成２２年３月２３日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則は、同年２月１日から適用する。
 - この規則による改正後の大分大学学則別表第３に規定する附属地域医療学センターは、平成２７年１月３１日まで存続するものとする。

- 附 則（平成２２年規則第５号）
- この規則は、平成２２年４月１日から施行する。
 - 第４条第２項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員					
	平成22年度～平成23年度	平成24年度～平成31年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度～平成27年度	平成28年度
医学部 医学科	100人	95人	585人	600人	610人	620人	630人	625人

学部・学科	収容定員					
	平成29年度～平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
医学部 医学科	620人	615人	610人	605人	600人	595人

附 則（平成２２年規則第１３号）
この規則は、平成２２年６月２４日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年５月２６日から適用する。

附 則（平成２２年規則第１９号）

この規則は、平成２２年１２月２７日から施行し、この規則による改正後の大分大学学則の規定は、同年１２月９日から適用する。

附 則（平成２３年規則第２号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年規則第３号）

- この規則は、平成２３年３月１４日から施行し、この規則による改正後の第４７条第２項別表第４の規定は、平成２２年４月１日から適用する。
- この規則の適用日の前日に在学している学生の取得できる教員の免許状の種類については、改正後の大分大学学則第４７条第２項別表第４の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２３年規則第７号）

この規則は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年規則第２号）

- この規則は、平成２４年４月１日から施行する。
- 第４条第２項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員		収容定員				
	平成24年度～平成29年度	平成30年度～平成31年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度～平成29年度	平成30年度
医学部医学科	100人	95人	615人	630人	645人	650人	645人

学部・学科	収容定員					
医学部医学科	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
	640人	630人	620人	610人	600人	595人

附 則（平成２４年規則第７号）

この規則は、平成２４年４月１日から施行する。

附 則（平成２４年規則第１５号）

この規則は、平成２４年９月２４日から施行する。

附 則（平成２４年規則第１７号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年規則第８号）

この規則は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年規則第４号）

この規則は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年規則第８号）

- この規則は、平成２７年４月１日から施行する。
- 第４条第２項に定める医学部看護学科の収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおり

とする。

学部・学科	収容定員
医学部 看護学科	平成27年度 256人

附 則（平成26年規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第9号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年規則第20号）

- この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- この規則の施行日前に設置されている教育福祉科学部学校教育課程、情報社会文化課程及び人間福祉科学課程は、平成28年3月31日に当該課程に在学する者が当該課程に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 教育福祉科学部、教育学部及び福祉健康科学部における平成28年度から平成30年度までの収容定員は、改正後の大分大学学則別表第1にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	学 科・課 程	平成28年度	平成29年度	平成30年度
教育福祉科学部	学校教育課程	300	200	100
	情報社会文化課程	150	100	50
	人間福祉科学課程	285	190	95
教育学部	学校教育教員養成課程	135	270	405
福祉健康科学部	福祉健康科学科	100	200	300

- この規則の施行日前に設置されている教育福祉科学部学校教育課程、情報社会文化課程及び人間福祉科学課程において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の大分大学学則別表第4にかかわらず、次のとおりとする。

学部等	学 科・課 程		教員の免許状の種類	免許教科の種類又は領域
教育福祉科学部	学校教育課程		幼稚園教諭一種免許状	
			小学校教諭一種免許状	
			中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
			高等学校教諭一種免許状	国語，地理歴史，公民，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，工業，英語
			特別支援学校教諭一種免許状	（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）
	情報社会文化	社会文化コース	中学校教諭一種免許状	社会
			高等学校教諭一種免許状	地理歴史，公民

	課程	情報教育 コース	高等学校教諭一種免許状	情報
		総合表現 コース	高等学校教諭一種免許状	音楽, 美術
	人 間 福 祉 科 学 課程	社会福祉 コース	高等学校教諭一種免許状	福祉
		心理健康 福祉コース	高等学校教諭一種免許状	保健体育
		生活環境 福祉コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	家庭 理科, 家庭

附 則（平成２７年規則第２７号）
この規則は、平成２８年１月１日から施行する。

附 則（平成２８年規則第２号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

- 附 則（平成２８年規則第８号）
- この規則は、平成２８年４月１日から施行する。
 - この規則の施行の日の前日に医学部医学科に在学している学生の在学期間については、改正後の大分大学学則第１６条第２項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成２８年規則第９号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年規則第１２号）
この規則は、平成２８年４月１日から施行する。

- 附 則（平成２８年規則第１４号）
- この規則は、平成２９年４月１日から施行する。
 - この規則の施行日前に設置されている工学部は、平成２９年３月３１日に当該学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
 - 経済学部、工学部及び理工学部における平成２９年度から平成３１年度までの収容定員（編入学定員を除く。）は、改正後の大分大学学則別表第１にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	学 科・課 程・コース	平成２９年度	平成３０年度	平成３１年度
経済学部	経済学科	４８０	４４０	４００
	経営システム学科	４７０	４２０	３７０
	地域システム学科	２１５	２５０	２８５
	社会イノベーション学科	４０	８０	１２０
工学部	機械・エネルギーシステム工学科	２４０	１６０	８０
	電気電子工学科	２４０	１６０	８０
	知能情報システム工学科	２１０	１４０	７０
	応用化学科	１８０	１２０	６０
	福祉環境工学科	２４０	１６０	８０
理工学部	創生工学科	機械コース	１５０	２２５
		電気電子コース	１５０	２２５
		福祉メカトロニクスコース	７０	１０５
		建築学コース	１００	１５０

	共創理工学科	数理科学コース	1 5	3 0	4 5
		知能情報システムコース	6 5	1 3 0	1 9 5
		自然科学コース	1 5	3 0	4 5
		応用化学コース	5 5	1 1 0	1 6 5

4 この規則の施行日前に設置されている経済学部及び工学部において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の大分大学学則別表第4にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学 科・課 程	教員の免許状の種類	免許教科の種類又は領域
経済学部	経済学科 経営システム学科 地域システム学科	高等学校教諭一種免許状	商業，公民
工学部	機械・エネルギーシステム工学科 電気電子工学科	高等学校教諭一種免許状	工業
	知能情報システム工学科	高等学校教諭一種免許状	情報
	応用化学科 福祉環境工学科	高等学校教諭一種免許状	工業

附 則（平成28年規則第22号）

この規則は、平成29年2月1日から施行する。

附 則（平成29年規則第15号）

- この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員						
医学部 医学科	平成30年度～ 平成31年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度
	100人	650人	650人	640人	630人	620人	610人	600人

附 則（平成29年規則第19号）

この規則は、平成30年1月1日から施行する。

附 則（平成30年規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年規則第1号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第6号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和元年規則第9号）

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・	入学定員	収容定員
-----	------	------

学科								
医学部 医学科	令和2年度～ 令和3年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
	100人	650人	650人	640人	630人	620人	610人	600人

附 則（令和元年規則第11号）
この規則は、令和2年1月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第5号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第7号）
この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第11号）
この規則は、令和2年6月1日から施行する。

附 則（令和2年規則第14号）
この規則は、令和2年11月30日から施行し、改正後の大分大学学則の規定は、同年4月1日から適用する。

附 則（令和3年規則第2号）
この規則は、令和3年3月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第6号）
この規則は、令和3年5月25日から施行する。

附 則（令和3年規則第9号）
この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年規則第11号）
1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
2 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・ 学科	入学定員	収容定員					
		令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度
医学部 医学科	100人	650人	640人	630人	620人	610人	600人

附 則（令和4年規則第16号）
この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年規則第27号）
1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
2 この規則の施行日前に設置されている理工学部創生工学科及び共創理工学科は、令和5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
3 教育学部、経済学部、医学部先進医療科学科及び理工学部における令和5年度から令和7年

度までの収容定員（編入学定員を除く。）は、改正後の大分大学学則別表第1にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	学 科・課 程・コース		令和5年度	令和6年度	令和7年度
教育学部	学校教育教員養成課程		5 5 5	5 7 0	5 8 5
経済学部	経済学科		3 5 0	3 4 0	3 3 0
	経営システム学科		3 1 5	3 1 0	3 0 5
	地域システム学科		3 1 5	3 1 0	3 0 5
医学部	先進医療科学科		3 5	7 0	1 0 5
理工学部	創生工学科	機械コース	2 2 5	1 5 0	7 5
		電気電子コース	2 2 5	1 5 0	7 5
		福祉メカトロニクスコース	1 0 5	7 0	3 5
		建築学コース	1 5 0	1 0 0	5 0
		共創理工学科	数理科学コース	4 5	3 0
	共創理工学科	知能情報システムコース	1 9 5	1 3 0	6 5
		自然科学コース	4 5	3 0	1 5
		応用化学コース	1 6 5	1 1 0	5 5
		理工学科		3 5 5	7 1 0

- 4 この規則の施行日前に設置されている理工学部創生工学科及び共創理工学科において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の大分大学学則別表第4にかかわらず、次のとおりとする。

学部	学 科・課 程・コース	教員の免許状の種類	免許教科の種類又は領域
理工学部	創生工学科 機械コース 電気電子コース 福祉メカトロニクスコース 建築学コース	高等学校教諭一種免許状	工業
	共創理工学科 数理科学コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	数学
	共創理工学科 知能情報システムコース	高等学校教諭一種免許状	情報
	共創理工学科 自然科学コース	中学校教諭一種免許状 高等学校教諭一種免許状	理科
	共創理工学科 応用化学コース	高等学校教諭一種免許状	理科

附 則（令和5年規則第1号）

- この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 第4条第2項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員					
	令和5年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
医学部 医学科	100人	650人	640人	630人	620人	610人	600人

附 則（令和 5 年規則第 11 号）

- この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- この規則の施行日前に設置されている経済学部経済学科、経営システム学科、地域システム学科及び社会イノベーション学科は、令和 6 年 3 月 31 日に経済学部 に在学する者が当該学部 に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 経済学部及び理工学部における令和 6 年度から令和 8 年度までの収容定員（編入学定員を除く。）は、改正後の大分大学学則別表第 1 にかかわらず、次のとおりとする。

区 分	学 科・プログラム	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
経済学部	経済学科	260	170	80
	経営システム学科	235	155	75
	地域システム学科	235	155	75
	社会イノベーション学科	120	80	40
	総合経済学科	270	540	810
理工学部	数理学プログラム 知能情報システムプログラム 物理学連携プログラム 電気エネルギー・電子工学プログラム 機械工学プログラム 知能機械システムプログラム 生命・物質化学プログラム 地域環境科学プログラム 建築学プログラム	710	1065	1420
	D X 人材育成基盤プログラム	40	80	120

- この規則の施行日前に設置されている経済学部経済学科、経営システム学科及び地域システム学科において教員の免許状授与の所要資格を取得できる教員の免許状の種類は、改正後の大分大学学則別表第 4 にかかわらず、次のとおりとする。

学 部	学 科	教員の免許状の種類	免許教科の種類又は領域
経済学部	経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民
	経営システム学科	高等学校教諭一種免許状	商業
	地域システム学科	高等学校教諭一種免許状	公民

- 第 4 条第 2 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員					
		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
医学部 医学科	100 人	650 人	640 人	630 人	620 人	610 人	600 人

附 則（令和 6 年規則第 9 号）

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年規則第 13 号）

- この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 4 条第 2 項に定める医学部医学科の入学定員及び収容定員は、同項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

学部・学科	入学定員	収容定員
-------	------	------

医学部 医学科	令和 7年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度
	100人	650人	640人	630人	620人	610人	600人

附 則（令和7年規則第2号）

- 1 この規則は，令和7年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日前に設置されている工学研究科は，令和7年3月31日に当該研究科に在学する者が，当該研究科に在学しなくなる日までの間，存続するものとする。

別表第 1（第 4 条関係）

区 分	学 科・課 程・プログラム		入学定員	第 3 年 次 編入学定員	収容定員
教育学部	学校教育教員養成課程		1 5 0		6 0 0
経済学部	総合経済学科		2 7 0	1 0	1, 1 0 0
医学部	医学科		9 0	※ 1 0	5 9 0
	看護学科		6 0	6	2 5 2
	先進医療科学科		3 5		1 4 0
理工学部	理工学科	数理科学プログラム 知能情報システムプログラム 物理学連携プログラム 電気エネルギー・電子工学プログラム 機械工学プログラム 知能機械システムプログラム 生命・物質化学プログラム 地域環境科学プログラム 建築学プログラム	3 5 5	1 0	1, 4 4 0
		D X 人材育成基盤プログラム	4 0		1 6 0
福祉健康科学部	福祉健康科学科		1 0 0		4 0 0

備考 ※印を冠するものは、第 2 年次編入学定員を示す。

別表第2（第4条関係）

教育学部

学校教育教員養成課程

言語教育

理数教育

芸術・保健体育教育

生活・技術教育

社会認識教育

発達科学教育

医学部

医学科

解剖学

生理学

生化学・分子遺伝学

医学生物学

医化学

生物物理学

分子病理学

微生物学

感染予防医学

薬理学

公衆衛生・疫学

環境・予防医学

法医学

医療倫理学

臨床社会心理学

医学英語教育学

内分泌代謝・膠原病・腎臓内科学

呼吸器・感染症内科学

神経内科学

腫瘍・血液内科学

循環器内科・臨床検査診断学

消化器内科学

総合診療・総合内科学

精神神経医学

小児科学

放射線医学

臨床薬理学

消化器・小児外科学

呼吸器・乳腺外科学

心臓血管外科学

総合外科・地域連携学

脳神経外科学

整形外科

皮膚科学

腎泌尿器外科学

眼科学

耳鼻咽喉科学

産科婦人科学

麻酔科学

救急医学 歯科口腔外科学 診断病理学 医療情報学 薬剤学 臨床統計・データマネジメント学 医療安全管理医学 看護学科 基盤看護学 実践看護学 先進医療科学科
--

別表第3（第4条関係）

学 部	附属施設	
教育学部	附 属 学 校	附属幼稚園 附属小学校 附属中学校 附属特別支援学校
		附属教育実践総合センター
医学部		附属病院 附属医学教育センター 附属地域医療学センター 附属先端分子イメージングセンター 附属臨床医工学センター

別表第4（第47条関係）

学部等	学 科・課程	教員の免許状の種類	免許教科の種類又は領域
教育学部	学校教育教員養成課程	幼稚園教諭一種免許状	
		小学校教諭一種免許状	
		中学校教諭一種免許状	国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術，家庭，英語
		高等学校教諭一種免許状	国語，数学，理科，音楽，美術，保健体育，家庭，英語
		特別支援学校教諭一種免許状	（知的障害者，肢体不自由者，病弱者）
経済学部	総合経済学科	高等学校教諭一種免許状	公民，商業
理工学部	理工学科	中学校教諭一種免許状	数学，理科
		高等学校教諭一種免許状	数学，理科，情報，工業